

ヒューマンライフケア玉乃湯 運営規程

(通所介護)

(予防型通所介護サービス)

(事業の目的)

第1条 ヒューマンライフケア株式会社が開設するヒューマンライフケア玉乃湯（以下「事業所」という。）が行う通所介護〔予防型通所介護サービス〕の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所ごとに配置すべき通所介護〔予防型通所介護サービス〕従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕にある高齢者に対し、適切な通所介護〔予防型通所介護サービス〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護の提供に当たって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

予防型通所介護サービスの提供に当たって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 通所介護〔予防型通所介護サービス〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報の提供を行う。
- 6 通所介護〔予防型通所介護サービス〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 前各項の他「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)、[「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)]、鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業実施における基準に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

① 名称 ヒューマンライフケア玉乃湯

② 所在地 鹿児島県鹿児島市荒田二丁目37番11号

2 前項に定める本体事業所とは別の場所において、本体事業所と一体的なサービス提供を行う事業所（以下「サテライト事業所」という。）の名称及び所在地は、次の通りとする。

① 名称 ヒューマンライフケア玉乃湯 むらさきばるサテライト

② 所在地 鹿児島県鹿児島市紫原3丁目37-7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとし、各職種の員数は下記の通りとする。

1 管理者 1名（常勤：サテライト事業所の管理者を兼務）

事業所の従業者の管理、サービスの利用申込みに関する調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、利用者の通所介護〔予防型通所介護サービス〕計画の作成を行う他、法令等に規定されている通所介護〔予防型通所介護サービス〕の実施に関して遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2 本体事業所従業者

生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1名以上

看護職員 営業日ごとに1名以上

介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で3名以上

機能訓練指導員 営業日ごとに1名以上

3 サテライト事業所従業者

生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1名以上

看護職員 営業日ごとに1名以上

介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1名以上

機能訓練指導員 営業日ごとに1名以上

従業者は通所介護〔予防型通所介護サービス〕の業務にあたる。

①生活相談員

通所介護〔予防型通所介護サービス〕の利用申し込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護〔予防型通所介護サービス〕計画の作成等を行う。

②看護職員

利用者の心身の状況等を的確に把握し、通所介護〔予防型通所介護サービス〕計画に基づき、利用者の健康管理、療養上の世話及び日常生活上の介護を行う。

③介護職員

通所介護〔予防型通所介護サービス〕計画に基づき利用者に対し日常生活上の介護を行う。

④機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日・サービス提供日 月曜日から土曜日（祝日含む）
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時00分から午後6時00分
- 3 サービス提供時間 午前9時45分から午後5時00分
- 4 サテライト事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
営業日・サービス提供日 月曜日から土曜日（祝日含む）
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 5 サテライト事業所の営業時間 午前9時00分から午後6時00分
- 6 サテライト事業所のサービス提供時間 午前9時45分から午後5時00分

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は以下の通りとする。

- 23名
- 2 サテライト事業所の利用定員は次の通りとする。
13名

(通所介護〔予防型通所介護サービス〕の提供方法、内容)

第7条 通所介護〔予防型通所介護サービス〕の内容は居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。但し緊急を要する場合にあっては居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるとし次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 1 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護
- 2 入浴に関すること
家庭において入浴する事が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助
- 3 配食に関すること
配食を希望する利用者に対して、必要な配食のサービスを提供する。
配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助
- 4 機能訓練に関すること
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を行う。
- 5 健康チェックに関すること
利用者の健康状態を把握するために血圧・体温測定等を行う。
- 6 アクティビティ・サービスに関すること
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて、仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

レクリエーション、音楽活動、製作活動、行事的活動、体操

7 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には従業者が添乗し必要な介護を行う。

送迎、移動、移乗動作の介助を行う。

8 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携)

第8条 通所介護〔予防型通所介護サービス〕の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況の把握等に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく通所介護〔予防型通所介護サービス〕の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護〔予防型通所介護サービス〕の提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 通所介護〔予防型通所介護サービス〕の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を充分把握し、援助計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿った通所介護〔予防型通所介護サービス〕計画を作成する。

2 通所介護〔予防型通所介護サービス〕計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護〔予防型通所介護サービス〕計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービス提供記録の記載)

第10条 従業者は、通所介護〔予防型通所介護サービス〕を提供した際には、その提供日・内容、通所介護〔予防型通所介護サービス〕について必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録簿に記載する。

(通所介護〔予防型通所介護サービス〕の利用料等及び支払いの方法)

第11条 通所介護〔予防型通所介護サービス〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は鹿児島市長の定める基準の額とし、通所介護〔予防型通所介護サービス〕が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に定める割合の額に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項で定めるものの他、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

(1) 通常の実施地域を超えて行う送迎の費用として、事業所から、通常の実施地域を越えて1 kmにつき50円を徴収する。

(2) その他、通所介護〔予防型通所介護サービス〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費を徴収する。

《本体事業所》《サテライト事業所》 ※共に同じ金額となる。

食費（昼食の食材料費・調理費、おやつ代含む） 600円

おむつ代 実費

その他日常生活費 実費

(3) 利用者又は家族の希望により、サービスの提供の一環として提供する下記の日常生活上の便宜に係る経費として、その他日常生活費（1日につき100円）を徴収する（非課税）。

(ア) 身の回り品（歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品等）に係る費用

(イ) 教養娯楽に係る費用（個別もしくは少数グループで実施するクラブ活動やレクリエーション費用等。）

※但し作業療法等機能訓練の一環として行われる活動や全員参加の定例行事に要する費用は(1)記載の利用料金に含まれる。

※利用がキャンセルになった場合、料金を徴収しない。

※個別で案内をする特別行事に関する費用は別途料金を徴収する。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4 通所介護〔予防型通所介護サービス〕の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入する事とする。

5 通所介護〔予防型通所介護サービス〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けるものとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない通所介護〔予防型通所介護サービス〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した通所介護〔予防型通所介護サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

7 サービス利用日の前々日までにキャンセル連絡がなかった場合は下記の料金を徴収する。

① サービス利用日の前々日までにご連絡頂いた場合 無料

② サービス利用日の前日までにご連絡頂いた場合 利用者自己負担額の 50%

③ サービス利用当日にご連絡頂いた場合 利用者自己負担額の 100%

* 但し、利用者の容体の急変など緊急やむを得ない事情の場合又は算定単位が一月あたりの利用料金及びその他の加算についてはキャンセル代は不要とする。

* 食費については、当日のキャンセルとなった場合は、キャンセル代（本体事業所・サテライト事業所 共に同じ金額の600円）を頂く。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は鹿児島市（桜島・郡山・喜入・松元・吉田各支所管内を除く）とする。

(契約書の作成)

第13条 通所介護〔予防型通所介護サービス〕の提供を開始するに当たって、本規定に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 従業者等は、通所介護〔予防型通所介護サービス〕を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 通所介護〔予防型通所介護サービス〕を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 1 事業者は事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立てる。
- 2 事業者は前項の具体的計画のないようについては従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示する。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第16条 通所介護〔予防型通所介護サービス〕に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 17 条 利用者は、通所介護〔予防型通所介護サービス〕の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。
- 2 入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。
- 3 第 15 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(苦情処理)

第 18 条 管理者は、提供した通所介護〔予防型通所介護サービス〕に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 事業所は、提供した通所介護〔予防型通所介護サービス〕に関し、法第 23 条の規程により市区町村が行う文書その他の物件提出若しくは提示の求め又は当該市区町村からの質問若しくは紹介に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。また、市区町村からの求めがあった場合は、改善の内容を市区町村に報告しなければならない。
- 3 本事業所は、提供した通所介護〔予防型通所介護サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故処理)

第 19 条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をし保管する。
- 3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第 20 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 21 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるも

のとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するため定期的に研修を実施する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

- 第 22 条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所介護〔予防型通所介護サービス〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所介護〔予防型通所介護サービス〕の提供を行うよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 23 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護〔予防型通所介護サービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第 24 条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るため、年間計画に基づき研修の機会を設けるものとし、業務態勢を整備する。
- 2 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を誓約書の内容に明記する
 - 3 事業所は、この事業を行うため、サービス提供記録簿、利用申込書、その他必要な帳簿を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
 - 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。
 - 5 事業所は、適切な通所介護〔予防型通所介護サービス〕の提供を確保する観点から、職

場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 6 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、関係法令によるものの他、ヒューマンライフケア株式会社が別途定めるものとする。

附則

この規程は、平成22年 7月 1日より施行する。

平成23年 4月 1日改定（料金変更）

平成23年 6月 1日改定（料金変更）

平成24年 4月 1日改定（料金変更）

平成25年 1月16日改定

平成25年 3月16日改定

平成25年 5月 1日改定

平成25年 9月 1日改定

平成26年 4月 1日改定（料金変更）

平成27年 3月 1日改定

平成27年 4月 1日改定（料金変更）

平成27年 8月 1日改定

平成27年10月15日改定

平成28年 4月 1日改定

平成29年 4月 1日改定（料金変更）

平成29年10月25日改定

平成30年 4月 1日改定（料金変更）

平成30年 8月 1日改定（料金変更）

平成31年 4月 1日改定（料金変更）

令和 1年10月 1日改定（料金変更）

令和 3年 4月 1日改定

令和 4年 4月 1日改定（料金変更）

令和 4年 7月 1日改定

令和 6年 4月 1日改定